

# 渡島みどりネットワーク規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、渡島みどりネットワークという。

(目 的)

第2条 この会は、渡島管内の豊かな森林や地域のみどりを将来に向けて守り育て、未来を担う子供たちにしっかりと引き継ぐ活動を推進していくことを目的とする。

(活 動)

第3条 この会は、渡島管内において次の活動を行う。

- (1) 団体等相互の交流と情報交換
- (2) 緑化活動の活性化
- (3) 緑化推進によるみどりの環境づくり
- (4) その他この会の目的達成に必要な事項

(事務局の所在)

第4条 この会の事務所を代表所在地に置く。

## 第2章 会員及び役職員

(会 員)

第5条 この会の会員は、会の目的に賛同した団体とする。

- 2 会への入会又は、脱退しようとするときは、書面をもってその旨を届けなければならない。

(会 費)

第6条 この会の会費は、徴収しない。

(役 員)

第7条 この会を運営するため、次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 代 表 | 1 名 |
| (2) 副代表 | 1 名 |
| (3) 幹 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 1 名 |

- 2 この会に顧問を置くことができる。顧問は代表が委嘱する。

(選任及び期間)

第8条 幹事及び監事は、総会において選出する。

- 2 代表及び副代表は、幹事の互選とする。
- 3 役員任期は2年とする。ただし役員再任を妨げない。
- 4 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 5 幹事と監事は相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第9条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、この会の運営等の業務を執行する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。

(事務)

第10条 この会の事務処理は、代表の団体が行き、渡島総合振興局東部森林室が支援する。

### 第3章 会 議

(総会及び幹事会)

第11条 この会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会並びに臨時総会とする。

2 総会は、この規約に定めるもののほか次の事項を決議し、情報交換などを目的に開催する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他会の運営に関する重要な事項

3 幹事会は、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第12条 代表は、毎年1回通常総会を開催する。

2 臨時総会及び幹事会は、代表が必要と認めたとき開催する。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議決)

第13条 総会及び幹事会の議長は、代表がこれにあたる。

2 総会の議決は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会員は、総会に出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

5 幹事会の議決は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

### 第4章 会 計

(経費)

第14条 この会の経費は、次に上げるものをもってあてる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年2月1日に始まり1月31日に終わる。

### 第5章 規約の変更

(規約の変更)

第16条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

### 附 則

- 1 この規約は、平成20年2月20日より施行する。
- 2 平成23年3月11日一部改正
- 3 平成26年3月17日一部改正